
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *

運航基準
(印通寺・唐津航路)

九州郵船株式会社

実施 平成19年 4月 1日

改正 平成31年 4月 1日

目次

第1章 目的

第1条 目的	1
--------	---

第2章 運航の可否判断

第2条 発航の可否判断	1
第3条 基準航行の可否判断等	2
第4条 入港の可否判断	2
第4条の2 運航の可否判断等の記録	2

第3章 船舶の航行

第5条 航海当直配置等	3
第6条 運航基準図等	3
第7条 基準経路	3
第8条 速力基準等	4
第9条 船長が甲板上の指揮をとるべき海域等	4
第10条 通常連絡等	5
第11条 連絡方法	5
第12条 避泊地の選定等	5
第13条 入港連絡等	6
第14条 機器点検	6
第15条 記録	6

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、印通寺・唐津航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地域内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
印通寺港	15m/s 以上	1.5m 以上	500m 以下
唐津港			

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

船名	風速	波高
エメラルドからつ	20m/s 以上	4m 以上
ダイヤモンドいき		

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程 発航港	発航地に近接した海域	視程
印通寺港	印通寺港より妻ヶ島に至る海域	500m 以下
唐津港	唐津港より高島に至る海域	

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船・保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態の発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

船名	風速	波浪	動揺
エメラルドからつ	20 m/s 以上	4 m 以上	横揺れ 15 度以上
ダイヤモンドいき			

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

気象・海象 船名	風速	波高
エメラルドからつ	20 m/s 以上	4m 以上
ダイヤモンドいき		

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにそのときの状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	500m 以下
----	---------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
印通寺港	15 m/s 以上	1.5m 以上	500m 以下
唐津港			

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌及び航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が(副)運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用（第一）基準経路、第二基準経路(A)、第二基準経路(B)、及び第二基準経路(C)の4経路とする。

2. 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
常用(第一)基準経路	通期
第二基準経路 (A)	気象・海象の状況により船長が判断の上決定する (判断) 基準
(B)	小川島北東海域が風向北～北東で波高4 mに達するとき
(C)	加唐島北東海域が風向北～北東で波高4 mに達するおそれがあるとき
	(B)の基準かつ、松島～加唐島間水道が視程800m以下のとき

- 3 船長は、常用基準経路 以外の経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。
- 4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

<エメラルドからつ>

速力区分		速 力	毎分機関回転数	翼角 (度)
港 内	最 微 速	5. 2 ノット	6 0 0 (rpm)	5. 0
	微 速	8. 0	6 0 0	9. 5
	半 速	1 0. 0	6 0 0	1 2. 5
	原 速	1 1. 5	6 0 0	1 7. 0
港 外	原 速	1 7. 0	6 8 2	2 6. 5
	最高速力	1 8. 5	7 0 0	2 6. 5

<ダイヤモンドいき>

速力区分		速 力	毎分機関回転数	翼角 (度)
港 内	最 微 速	4. 0 ノット	6 0 0 (rpm)	5. 5
	微 速	6. 0	6 0 0	8. 3
	半 速	8. 0	6 0 0	1 1. 2
	原 速	1 0. 0	6 0 0	1 4. 8
港 外	原 速	1 4. 8	7 1 0	2 0. 5
	最高速力	1 7. 5	7 5 0	2 4. 8

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

- (1) 印通寺港沖
- (2) 唐津港沖
- (3) 松島～加唐島間水道

(通常連絡等)

第10条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、当該地点を管理する本社、支店又は代理店の(副)運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 小川島

(2) 連絡事項

①通過地点名

②通過時刻

③天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 (副)運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第11条 船長と(副)運航管理者との連絡は、次の方法による。

区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1)通常の場合	本社、又は当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する支店又は代理店	船 舶 電 話 (ファックス)
(2)緊急の場合	本社又は最寄りの支店又は代理店	船 舶 電 話

(避泊地の選定等)

第12条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図はじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所へ備え付けておくものとする。

(1) 福岡湾

(2) 唐津湾

(3) 印通寺港

(4) 郷ノ浦港

(5) 伊万里湾

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

3 (副)運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行なうものとする。

4 船長は、避泊後直ちに停泊位置・停泊方法、付近の気象・海象、他船の状況等を(副)運航管理者に連絡し、その後4時間毎に適宜付近の気象・海象、他船の停泊状況等を(副)運航管理者に連絡しなければならない。

5 前項の連絡が副運航管理者になされた場合は、当該副運航管理者は、直ちに当該連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第13条 船長は、(副)運航管理者に原則として次の事項を連絡するものとするが、第10条に定める通常連絡をもって入港連絡とみなすことができる。ただし、気象・海象、船舶交通の状況等により必要と認める場合には、入港15分前に再度連絡するものとする。

- (1) 入港予定時刻
- (2) その他(副)運航管理者の援助を必要とする事項

2. 前項の連絡を受けた(副)運航管理者は、船長に次の必要と認める事項について連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
- (3) 着岸岸壁付近の風向、風速、視程及び波浪(風浪、うねりの方向、波高)
- (4) その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第14条 船長は、入港着岸(棧)前、入港地の状況に応じ安全な海域において、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準経路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌及び運航管理日誌に記録するものとする。